

人材紹介契約書(求人者用)

株式会社リズナース(以下「甲」という)と**【求人者名】**(以下「乙」という)は、甲が行う乙に対する有料職業紹介業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条(目的) 甲は、職業安定法に基づき厚生労働大臣の許可(許可番号:11-ユ-301392)を受けた有料職業紹介事業者として、乙の求人条件に適合する人材の紹介業務を誠実に遂行し、乙は、本契約の規定に従い、甲の提供するサービスを利用するものとする。

第2条(求人申込み)

1. 乙は、甲に対し、職業安定法第32条の16に定める求人票を提出するものとする。
2. 求人票には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を具体的に明示しなければならない。

第3条(紹介および採用)

1. 甲は、求人票に基づき、乙の求人条件に適合する求職者を選定し、乙に紹介する。
2. 乙は、甲が紹介した求職者について採用を決定した場合、直ちに甲に通知するものとする。

第4条(紹介手数料)

1. 乙が甲の紹介した求職者を採用し、その求職者が就業を開始した日(以下「入社日」という)から【〇ヶ月】以内に、乙は甲に対し、別途定める紹介手数料を支払う。
2. 紹介手数料の額は、採用者の年収または月給の30%とする。

第5条(返戻金)

1. 入社日以降、採用者の責に帰すべき事由により6ヶ月以内に採用者が退職した場合、乙は甲に対し、紹介手数料の一部返還を請求することができる。
2. 返還金の額は、以下の通りとする。
 - 採用者の入社日から3ヶ月未満に退職した場合:紹介手数料の50%
 - 採用者の入社日から3ヶ月以上6ヶ月未満に退職した場合:紹介手数料の30%

第6条(秘密保持) 甲および乙は、本契約の履行に関して知り得た相手方の業務上、技術上、営業上の秘密情報、および求職者に関する個人情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第7条(損害賠償) 乙が本契約に違反し、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し、その損害を賠償する責任を負う。

第8条(合意管轄) 本契約に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

契約締結日:【西暦】年【】月【】日

甲 所在地:埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎1-27-3

商号:株式会社リズナース

代表者:代表取締役 原 芙美子 **署名:**_____

乙 所在地:【住所】

名称:【求人者名】

代表者:【役職・氏名】 **署名:**_____